

第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



荒川区

令和3年3月

「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指して

荒川区では、平成30年3月に「荒川区障がい者総合プラン」を策定し、「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」を基本理念として、積極的に障がい者福祉施策を展開してまいりました。

令和2年4月、荒川区子ども家庭総合センターを開設し、同年7月からは一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所の業務を開始しました。さらに、同年11月には、荒川区障害者基幹相談支援センターを開設し、地域における障がいに関する相談支援体制の更なる強化・充実を図るとともに、障がいのある方もない方も、すべての区民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように取組を進めております。

さて、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」を理念としており、この理念は、人としての尊厳・基本的人権の保障を目指すもので、地域共生社会の実現につながるものと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症により、世界各地において未曾有の危機に直面し、世界経済はもとより、日常生活の様々な場面に至るまで大きな影響が及んでおります。私は、こうした状況も踏まえつつ、国連での採択をしっかりと受け止め、まさに「誰一人として取り残さない包摂的な地域共生社会の実現」に向けた取組を着実に進めてまいります。

そうした思いも込め、制度改正等を含めた近年の動向を踏まえて、障害福祉サービス等の必要な見込量やその提供体制の確保に関する目標を定めた本計画を策定いたしました。改めまして、誰もが幸せを実感できるあたたかい地域社会の実現を目指して、これからも全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言を頂きました策定委員会の皆様を始め、御協力を頂きました区民の皆様や区内の障がい者団体をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に向け、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年3月

荒川区長
西川 太一郎



目 次

第1章 計画策定の考え方.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画策定の体制.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 計画の対象.....	5
第5節 計画の期間.....	6
第2章 障がい者等を取り巻く状況.....	7
第1節 障害福祉に関する制度・施策の変遷.....	9
第2節 統計資料から見る状況.....	17
第3章 計画策定の基本指針.....	23
第1節 国が示す基本指針.....	25
第2節 基本指針への対応.....	26
第4章 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実.....	29
第1節 障がい者の相談・支援体制の充実.....	31
第2節 障がい者の住まい・日常生活に対する支援.....	33
第3節 障がいのある子どもの健全育成.....	35
第4節 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生.....	36
第5章 計画の成果目標・活動指標と推進に向けて.....	37
第1節 成果目標.....	39
第2節 活動指標（サービス見込量）.....	52
第3節 計画の推進に向けて.....	63
資料編.....	65
資料1 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会設置要綱.....	67
資料2 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会委員名簿.....	69
資料3 策定経過.....	70
資料4 パブリックコメントの実施結果.....	71

